

## 千葉市国際化施策推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 千葉市における国際化施策を総合的かつ計画的に推進するため、千葉市国際化施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について調査協議する。

- (1) 国際化施策の総合調整及び推進に関すること。
- (2) 国際化施策の推進のための計画の策定に関すること。
- (3) その他国際化施策の推進のため必要な事項。

### (組織等)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 座長は、市長公室長をもって充てる。
- 3 座長は、推進会議を主宰する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 推進会議の会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係のある職員等の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 座長は、急施を要するため会議を開催する暇のないときなどは、委員に書面を回議することにより会議の開催に代えることができる。

### (検討部会)

第5条 国際化施策推進のための具体的な方策等について検討するため、必要に応じ推進会議に検討部会を置くことができる。

### (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、総務局市長公室国際交流課において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 千葉市国際協力事業推進会議設置要綱（平成7年10月1日施行）は、廃

止する。

3 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成29年1月10日から施行する。

別表

**【千葉市国際化施策推進会議委員】**

市長公室長

総務局総務部総務課長

総務局市長公室国際交流課長

総合政策局総合政策部政策企画課長

財政局財政部資金課長

市民局市民自治推進部市民総務課長

保健福祉局保健福祉総務課長

こども未来局こども未来部こども企画課長

環境局環境保全部環境総務課長

経済農政局経済部経済企画課長

都市局都市総務課長

建設局建設総務課長

消防局総務部総務課長

病院局経営企画課長

教育委員会教育総務部総務課長